

米国の動物福祉州法の遵守について

当社は、以下の地域で事業を展開しています:

- カリフォルニア州
- マサチューセッツ州

販売または使用:

- 殻付き卵
- 液卵 (白身のみ、黄身のみのもを含む)
- 豚肉
- 仔牛肉または仔牛の加工肉

当社は、これらの製品の販売または使用に影響するすべての州の動物福祉法を遵守する予定です。2022年1月1日/2022年8月15日(いずれかに○)までに、影響を受ける豚肉および卵のサプライヤーから、対象となるすべての豚肉および卵製品が州の要件を満たしていることを示す証明書を要求します。

カリフォルニア州法に基づき:

- 私たちの企業が州内で販売する豚肉は、繁殖期と妊娠期を含め、常に母豚1頭につき少なくとも24平方フィートの使用可能な床面積を持つ母豚の子でなければなりません。
- 州内で当社の事業者が販売する殻付き卵および液卵(卵黄のみのもまたは卵白のみのもを含む)は、米国の採卵鶏に関するUnited Egg Producersの2017年ガイドライン <https://unitedegg.com/wp-content/uploads/2017/11/2017-U-E-P-Animal-Welfare-Complete-Guidelines-11.01.17-FINAL.pdf> を満たす屋内または屋外のケージフリー飼育システムから生まれたものである必要があります。
- 当社事業者が州内で販売する未調理の子牛と未調理の子牛の加工肉は、1頭あたり43平方フィート以上の床面積を持つ飼育施設で育てられた子牛のものでなければなりません。

マサチューセッツ州法に基づき:

- 当社の事業者が州内で販売する卵、豚肉、子牛肉は、横になり、立ち上がり、囲いの側面に触れることなく手足を完全に伸ばし、何の障害もなく完全に円を描くように自由に回転できる飼育システムにある動物から生産されたものでなければなりません。採卵鶏は、1羽あたり1.5平方フィートの使用可能な床面積を提供しなければなりません。

弊社が当該州での販売を目的として御社から購入した上記のマーク付き製品が、該当するすべての州法を遵守していることを証明する書面を提出してください。

マサチューセッツ州で販売することを目的とした製品の証明書は、以下のフォームを使用して提供する必要があります。: <https://www.mass.gov/doc/940-cmr-3600-sample-certification-form/download>